

16-2-3 水防団

水防活動は、古来、村落（地先）を中心とした自衛的な水利組織が行つてきました。これは、現在も第一義的、水防責任は水防管理団体（＝市町村）であると引き継がれています。

吉野川は、洪水常態の川であり、それゆえに近代水防への取り組みも早く、明治15年(1882)10月に東・西覚円村連合村が「堤防防禦水防組規則」を定め、組織的な水防組を設置しました。

また、明治31年(1897)の北原外三村（上助任村北原地区、別宮浦村、鈴江村、金岡所田村）【この地帯は、吉野川と海（＝高潮）両面からの水との闘いである。】でも、任意の水防組合を組織し、榎瀬江湖川の堤防を修築したりしました。なお、徳島県は統一するため大正5年訓令で水防要項を指示し、県費補助を出して指導し、各町村に水防組合を設立させています。

「水防団」とは、洪水や高潮による災害を最小限ににくい止めるために活動する組織のことです。これは、1949年に制定された『水防法』によって決められています。水防法制定以前にも、わが国では地域や集落を自衛するために行われてきた水防活動の歴史があり、水防技術の伝統が現在でも受け継がれています。

近代、国家での水防組織が法律制度上、確立されたのは1890年の水利組合条例によって始まりました。1998年4月現在では、大阪府、静岡県、岐阜県をはじめ全国12の道府県下の市町村で水防団が組織され、約1万8000人の方が水防団員となっています。

一方、「消防団」とは火事の予防や消火活動をはじめとした地域の消防防災を担う組織のことです。山間地や離島の一部を除いてほとんどの市町村に設けられています。1894年に法律制度上、組織化された消防組の後進であり、ほとんどの市町村で消防本部や消防署が設置された現在でも消防団の地域で果たす役割は重要なものとなっています。全国の消防署などに従事する消防職員は約15万人、消防団員はその6倍以上の約96万3000人の方が入団しています。

団員数だけ見ると、水防団は少ないと思われるかも知れませんが、水防活動については、水防団と消防団を含む消防機関があたることになっており、全く同じ役割を担うのです。法律制度上の話ですが、水防に関して水防団および消防機関は市町村長などの水防管理者の所管の下に水防活動にあたることになっています。